

## 第12章 経過観察

### 1 方向性

文化財を確実に保存し、有効に活用するためには、将来にわたり持続的・継続的に維持管理に取り組むとともに、計画的に整備や公開・活用などを行っていく必要がある。

このため、定期的・日常的に点検などを行うとともに、施策・事業を行った後は、各分野（保存（保存管理）、活用、整備、運営・体制）ごとに、経過観察を行い、施策・事業の個別的及び全体的な評価を行い、的確に改善し、次の施策・事業に反映させることとする。したがって、前章で示した計画・事業の進行管理（PDCAサイクル）を、実効性を持って行うための重要な部分を担うことになる。

この経過観察は、教育や観光、まちづくりなどの関係部局と連携しながら、文化財の担当である福山市教育委員会文化財課が中心となってい、廉塾ならびに菅茶山旧宅に関わる施策・事業の経過観察を全体的に取りまとめ、その結果（成果）の活用に努めることとする。

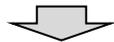
### 2 方法

経過観察の方法については、大きくは次の3段階で関係する担当部局が責任を持って行い、全体的な取りまとめは福山市教育委員会文化財課が行うこととする。

#### 【経過観察の基本的な内容と手順（段階）】

##### ○ステップ1：現状把握及び施策・事業の実施の状況の確認

- ・ 特別史跡の現状の把握
- ・ 実施事項と達成の可否、実施していない事項の確認



##### ○ステップ2：実施した施策・事業の妥当性・効果の確認

- ・ 実施した施策・事業は円滑に進められているか、効果はどうかの確認・評価



##### ○ステップ3：保存・活用の基本理念への寄与と課題の把握

江戸時代の教育・学問・文芸のあり方を今に伝える我が国文化の象徴（特別史跡）としての価値と魅力を引き出し、行政・市民・地域で守り、活かす」に、どの程度寄与しているかの評価



事業の見直し・改善、実効性のある展開（PDCAサイクルへの反映・活用）

こうした3つの段階（ステップ1～3）及び分野ごとに、経過観察の点検指標と確認等の方法、その期間・時期を設定する。

## (1) 施策・事業の実施の状況の確認

廉塾ならびに菅茶山旧宅の現状（建造物、植栽、維持管理、利用など）を、必要に応じて特別史跡周辺を含めて把握する。

また、廉塾ならびに菅茶山旧宅に関わる施策・事業の実施の有無、実施していない事項の確認などを行う。

基本的な点検指標や点検・確認の方法、時期などについては、次のように設定する。今後、実際に経過観察を行うに際しては、この手法を基本に詳細な内容を設定し、それぞれに応じた経過観察シートなどを作成する。

表 12-1 施策・事業の実施の状況の確認に関する基本的指標と経過観察の手法（1/3）

分野	経過観察の基本的指標	経過観察の手法	
		点検・確認の方法	時期・期間
保存	1 指定地内の遺構、歴史的建造物が確実に保護されているか（き損の有無など） ・本質的価値を構成する要素 ・歴史的環境や背景を構成する要素	○文化財課，所有者による定期的な点検・記録（記録の集約・整理は文化財課：下記も同様）	季節ごと（原則，4回／年）＋適宜対応
		○福山市文化財保護指導員による点検・記録	2回／年
	2 消火器・屋外消火栓・自動火災報知設備の点検	○文化財課による点検・記録	6ヶ月に1回（消防法及び同施行規則等）
	3 樹木・植栽は，どのような状況か ・樹木・植栽の生育状況 ・雑草の繁茂の状況 ・樹木・植栽の歴史的建造物や周辺への影響の状況（枝，落葉など）	○文化財課，所有者，福山市文化財保護指導員による定期的な点検・記録（記録の集約・整理は文化財課：下記も同様）	上記「1」と一体的に点検・記録
	4 指定地及びその周辺の環境美化の状況はどうか ・ゴミの散乱の有無 ・雑草の繁茂の状況	○廉塾ふれ愛ボランティア絆の会による点検及び清掃美化	定期的対応
		○上記「1」「3」での点検	上記「1」「3」と一体的に点検
	5 畑の耕作・管理及び関係する施設・設備（水道，水中ポンプなど）の状況はどうか	○廉塾ふれ愛ボランティア絆の会による耕作・点検	農作物の生育などに合わせた対応
6 調査・研究は行われているか	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）	
7 管理団体指定・公有地化に向けた取組はどのようになっているか ・検討及び方針決定の状況 ・所有者等の意向把握，相談	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）	
活用	1 来訪者・利用者数・団体（観光客等）はどのぐらいか	○観光ボランティアガイドによる把握 ○文化財課及び観光部局による把握 ○文化財課によるデータの集約・整理，経年変化の把握	観光客等の来訪に適宜対応 毎年又は毎年度による集計・整理（分析）
	2 学校教育や生涯学習の場として利用されているか	○観光ボランティアガイドによる把握 ○文化財課及び教育部局による把握	毎年又は毎年度による集計・整理（分析）

表 12-1 施策・事業の実施の状況の確認に関する基本的指標と経過観察の手法（2 / 3）

分野	経過観察の基本的指標	経過観察の手法	
		点検・確認の方法	時期・期間
活用（つづき）	3 ボランティアガイドの支援はどのように行われているか ・ボランティアガイドの養成 ・パンフレット等の作成支援 ・情報提供, 連携 など	○文化財課及び観光部局等による確認	毎年度（年度末など）
	4 ボランティアガイドの受入体制（態勢）はどのような状況か ・人数, 年齢構成 ・受入の条件 ・利用状況 など	○観光ボランティアガイド（神辺町観光協会）からの情報提供 ○文化財課及び観光部局等による確認	毎年度（年度末など）
	5 特別史跡の活用・普及啓発に関する情報の提供・発信を行っているか	○文化財課, 観光部局による確認（文化財課による集約・整理）	毎年度（年度末など）
	6 菅茶山記念館の利用はどのようになっているか ・利用者数, 団体数 ・利用者の属性（年齢層, 性別など） ・特別史跡の利用の有無 など	○菅茶山記念館による把握 ○文化財課による集約・整理	毎年又は毎年度による集計・整理（分析）
	7 特別史跡と他の歴史文化遺産などをつないだ利活用は行われているか	○文化財課, 教育部局, 観光部局による確認	毎年度（年度末など）
整備：（主として）保存に関する整備	1 本質的価値を構成する要素（建物及びその他建造物）の保存修理は行われているか	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）
	2 本質的価値を構成する要素や周辺環境に影響（き損, 生活環境の制約など）を及ぼす樹木等の整備（枝打ち, 伐採など）は行われているか。 ・点検により必要性の把握⇒実施	○文化財課による必要性の把握⇒事業化及び実施の確認	毎年度（年度末など）
	3 防災に関わる設備を適切に整備・更新しているか ・消火器・屋外消火栓・自動火災報知設備	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）
	4 本質的価値を構成する要素である畑の耕作・管理のための施設・設備は, 適切に整備・更新されているか ・水道設備, 水中ポンプ ・用具庫 など	○廉塾ふれ愛ボランティア絆の会からの情報提供 ○文化財課による確認	毎年度（年度末など）
整備：（主として）活用に関する整備	1 地下遺構が確認できた場合は, その表現を学術的根拠に基づいて行っているか ・発掘調査による遺構の確認⇒遺構の表現の検討・実施	○文化財課による確認 ○専門家等による確認	毎年度（年度末など）…地下遺構を確認できた場合
	2 園路・広場, 公開・活用及び便益施設等（休憩施設, トイレ, 説明板など）は適切に整備・配置されているか	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）
	3 園路・広場, 公開・活用及び便益施設等は, 歴史的景観と調和しているか	○文化財課による確認 ○専門家等による確認	毎年度（年度末など）
	4 ガイダンス機能の整備状況はどうか ・菅茶山記念館, 指定地内 ・ICTの活用 など	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）

表 12-1 施策・事業の実施の状況の確認に関する基本的指標と経過観察の手法（3 / 3）

分野	経過観察の基本的指標	経過観察の手法	
		点検・確認の方法	時期・期間
運営・体制の整備	1 保存（保存管理）・活用のための体制（態勢）は整っているか	○文化財課，関係部署による確認（文化財課による集約・整理）	毎年度（年度末など）
	2 市民や地域活動団体等への特別史跡をはじめとした文化財などに関する情報の提供などは行われているか	○文化財課，関係部署による確認（文化財課による集約・整理）	毎年度（年度末など）
	3 市民や地域活動団体等との連携，協働の取組は行われているか	○文化財課，関係部署による確認（文化財課による集約・整理）	毎年度（年度末など）
	4 庁内の連携は図られているか	○文化財課，関係部署による確認（文化財課による集約・整理）	毎年度（年度末など）
	5 国・広島県との連携が図られているか	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）

## （2）実施した施策・事業の妥当性・効果の確認

実施した施策・事業は円滑に進められているか，効果はどうかの確認・評価を，次に示す基本的指標（視点）・方法をもとに行う。

### ア 保存に関わる施策・事業の妥当性・効果

#### <基本的指標（視点）>

- 本質的価値を構成する要素である建造物の保存修理，遺構の保存の方法は適切であるか。
- 歴史的環境や背景を構成する要素である建造物の保存修理の方法は適切であるか。
- 自然環境・景観を構成する要素（樹木等）の整備の方法は適切であるか。
  - ・遺構や建造物のき損はないか。
  - ・周辺的生活環境などを制約していないか。
  - ・景観への影響（違和感）はないか。
- 調査・研究の方法や内容は適切であるか。
- 特別史跡の点検の方法や記録の整理，点検結果の活用・公開は適切であるか。

#### <点検・確認の方法など>

- 文化財課による確認・評価
- 外部評価：文化財保護審議会，特別史跡に関わる委員会，専門家
- 原則，毎年度，施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

### イ 活用に關わる施策・事業の妥当性・効果

#### <基本的指標（視点）>

- 市民・来訪者等の特別史跡（文化財）に関する知識・理解，及び満足度は高まっているか。
- 特別史跡の来訪者・利用者は増えているか。
- ボランティアガイドやその利用は増えているか。
- 学校教育などでの学びの場として，効果を発揮しているか。
- 情報の提供・発信の方法や内容は適切であるか，効果を発揮しているか。
- 特別史跡の利用は適切に行われているか。
  - ・ルールを逸脱した行為はないか

- ・遺構等をき損していないか

#### <点検・確認の方法など>

- アンケート調査又はヒアリング調査の実施（3～5年程度の間隔での定期的な実施の検討）
- 文化財課及び関係部署による確認・評価
- 関係する地域活動団体等による確認・評価
- 外部評価：文化財保護審議会，特別史跡に関わる委員会，専門家
- 原則，毎年度，施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

### ウ 整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

#### <基本的指標（視点）>

- 建造物の保存修理や遺構の表現は，適正に行われ，保存・活用に効果を発揮しているか。
- 建造物の保存修理は，本来の価値を回復しているか。
- 自然環境・景観を構成する要素（樹木等）の整備の方法は適切であるか。（再掲：「保存」を参照）
- 遺構の表現（展示，表示，復元）は，本質的価値の顕在化，来訪者等の理解につながっているか。
- 公開・活用のための施設などは，利用者の利便性・快適等に寄与しているか，また，遺構に影響を与えず，歴史的景観と調和しているか。

#### <点検・確認の方法など>

- アンケート調査又はヒアリング調査の実施（3～5年程度の間隔での定期的な実施の検討）
- 文化財課及び関係部署による確認・評価
- 関係する地域活動団体等による確認・評価
- 外部評価：文化財保護審議会，特別史跡に関わる委員会，専門家
- 原則，毎年度，施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

### エ 運営・体制の整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

#### <基本的指標（視点）>

- 保存（保存管理）・活用の体制は適切か，効果を発揮しているか。
- 文化財に関する市民等への情報の提供や啓発，地域活動への支援などは，適切であるか，効果を発揮しているか。
- 市民，地域活動団体等との連携，協働の取組などは進んでいるか，効果を発揮しているか。
- 国，広島県との情報の共有化，連携の方法と内容は適切か。

#### <点検・確認の方法など>

- アンケート調査又はヒアリング調査の検討（3～5年程度の間隔での定期的な実施の検討）
- 文化財課及び関係部署による確認・評価
- 関係する地域活動団体等による確認・評価
- 外部評価：文化財保護審議会，特別史跡に関わる委員会，専門家
- 原則，毎年度，施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

### (3) 保存・活用の基本理念への寄与と課題の把握

実施した施策・事業は基本理念「江戸時代の教育・学問・文芸あり方を今に伝える我が国文化の象徴（特別史跡）としての価値と魅力を引き出し、行政・市民・地域で守り、活かす」に、どの程度寄与しているかの評価を行う。

その方法としては、ステップ1, 2の結果及び特別史跡に関わる委員会, その他学識経験者や地域活動団体等の意見を踏まえながら、文化財課が中心となって、関係課による協議・検討を行い総合的に評価・判断する。

また、評価の過程では、ブレインストーミングなどの手法を取り入れながら、関係課の担当者、若手職員による自由・闊達な意見の把握に努める。

なお、施策・事業を実施し、すぐに基本理念に寄与するとは限らず、時間をおいて効果を発揮する場合、施策・事業の積み重ねで効果が顕在化する場合があることから、3年後、5年後など、一定期間、間隔を空けながら、継続的に評価・判断する。

さらに、分野（基本的指標）ごとの個別的な評価、総合的な評価・判断を踏まえながら、積み残した課題、新たな課題を把握し、PDCAサイクルに反映・活用する。

特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画

発行日 2017年(平成29年)3月31日

編集・発行 福山市教育委員会

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話(084)928-1278 FAX:(084)928-1736

E-mail:bunkazai@city.fukuyama.hiroshima.jp